

ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けた検討項目

資料4

I 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非の検討

近年、我が国企業が国際展開をはかる中、各国で製品デザインを保護するために、安価で簡便な手続で保護が可能な意匠の国際登録システムであるヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の要望が高まっている。(平成23年企業アンケートで約6割の企業が加盟を要望している)

このため我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟について喫緊に結論を得べく検討を進めている。なお、加盟にあたっては、以下の具体的な課題があり、条約上の宣言事項、国内法の改正事項を整理する。

II ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応 (国内制度との調和・加盟に際し見直し必須の項目)

国際登録簿と国際公開

- ・国際登録簿は国際事務局で一括管理しており、国際登録簿を国内原簿とみなす国内法改正が必要。ただし、日本国独自の記事のみ、日本国内原簿が必要。
- ・国際公開に伴う仮保護(補償金請求権)の採用。



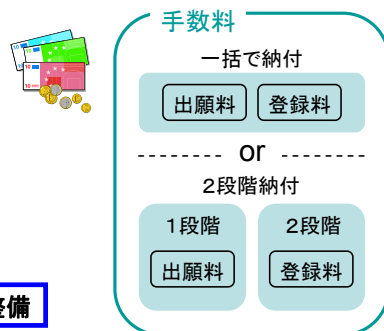
登録公報の発行

国際事務局にて国際公開の公報が発行された後、日本国の審査で登録となった件について、改めて登録公報を発行するならば規定が必要。



料金体系

意匠の国際出願の手数料は、徴収する個別指定手数料額の設定や徴収方法、2段階納付の採否、運用について決めることが必要。



新規性喪失の例外規定の見直し

証明書提出期間の延長や提出の可否、グレースピリオドの延長

我が国固有の制度との調整、その他国内法の整備

- ・部分意匠、関連意匠に関する規定
- ・意匠の国際登録の名義人の変更や相続、一般承継に関する規定
- ・日本を指定する意匠の国際出願を我が国の意匠出願と見なす規定
- ・日本を指定する意匠の国際出願の分割や変更に関する規定
- ・意匠の国際出願のパリ条約等による優先権主張の手続きに関する規定
- ・意匠の国際出願の補正後の審判や新出願に関する規定
- ・日本での意匠権の設定の登録、消滅に関する規定
- ・意匠の国際出願の登録査定に関する規定
- ・日本での意匠権の登録の効果に関する規定
- ・意匠の国際出願の拒絶査定に関する規定
- ・日本での審判に関する規定

II ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応 (利便性向上・見直しの可否と、見直し内容の検討が必要な項目)

複数意匠一出願制度の導入

一通の願書に複数の意匠を包含できる規定の導入

図面の提出要件緩和

より簡便な図面での意匠の表現を認める規定への変更。

公開繰り延べ制度

出願日を確保したうえで意匠を公にしたい場合最大30ヶ月までの公開延期が可能となる。逆に約1ヶ月での早期公開も可能。

早期審査着手(秘密の写しの受理)

意匠の国際出願後約3週程度で国際事務局から秘密の写しを受理し早期に審査着手。公開後は速やかに審査判断通知。

仲介官庁

国際事務局への直接出願のほかに、JPOが願書を受理して国際事務局へ送付する業務を行う規定の導入。

自己指定の容認

意匠の国際出願において自国を指定国として選択できない旨の宣言を行わない。

登録料の単年納付の見直し

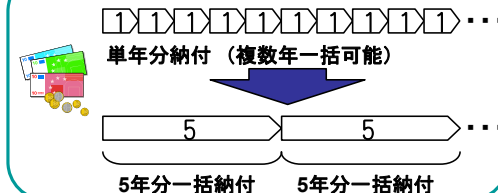
ヘーグ協定ジュネーブアクトでは5年一括納付を採用しているところ、我が国では単年納付であるため、当該規定を見直すか否か検討する。

ロカルノ協定への加盟

意匠の国際出願の願書へ記載し、公報へ掲載される国際意匠分類。検索記号としての利便性の低さが懸念。導入と併せて協定へ加盟し、利便性の高い分類への改正へ促進することが必要。



登録料の単年納付の見直し



未加盟国への働きかけ

・現在42カ国・地域が加盟 → 米、中や東南アジア諸国を中心に我が国と同時又は速やかな加盟を働きかける。



韓国



米国



インドネシア



マレーシア



ベトナム



タイ



オーストラリア



ASEAN



BRICS

我が国企業は、主な出願国である中国(77.7%)、韓国(67.5%)、米国(62.7%)の加盟を強く望んでおり、さらに比較の出願が目立つインドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、オーストラリアなどやASEAN諸国(約35%)やBRICS(約25%)等の加盟も望んでいる。 ※意匠の国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方の調査研究中間報告より